

実践報告

少年鑑別所における最近の施策と 取組について

小林 万 洋

- 1 はじめに
- 2 「少年矯正を考える有識者会議提言」
- 3 「再犯防止に向けた総合対策」
- 4 今後の展望
- 5 おわりに

1 はじめに

本稿では、現下の少年鑑別所が取り組んでいる諸施策について述べるとともに、今後の展望について、考察を加える。

まず、平成 22 年 12 月に法務大臣に提出された「少年矯正を考える有識者会議提言」（以下「有識者提言」という。）に基づき、現下の少年鑑別所に求められている機能を概観した後、具体的な施策と取組について言及する。

次に、平成 24 年 7 月に犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」のうち、少年鑑別所が取り組むべき課題・施策について述べる。

最後に、刑事政策上、今後の少年鑑別所の在り方を展望する。

なお、意見に係る部分については、すべて私見である。

2 「少年矯正を考える有識者会議提言」

1 有識者会議提言

平成 22 年 12 月、「少年矯正を考える有識者会議」は今後の少年矯正が進むべき基本方向として、5つの柱に基づく提言を法務大臣に提出した¹⁾。

提言は、広島少年院における不祥事案を契機として、再発防止策も含め、少年の人権を保障し、その再非行防止と円滑な社会復帰のために、少年矯正が今後果たすべき役割をとりまとめたもので、次の5つの骨子から構成されている。

- ① 少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開
- ② 少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開
- ③ 高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の育成
- ④ 適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進
- ⑤ 適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進

現下の少年矯正の諸施策の多くは、本提言に基づき、展開されており、特に、⑤については、昭和 24 年の施行後、抜本改正されることなく 60 年以上が経過し、少年院在院者、少年鑑別所所在者の権利義務関係や職員の権限に関する規定が不十分で、省令及び訓令等で基本的な処遇制度を設計・運用している等種々の問題が指摘されている現行少年院法を全面改正する作業として、取組が進められている²⁾。

また、①、②、③、④については、現行法制の下、中・短期的施策として実行可能な施策が、速やかに着手又は展開されており、既に紹介もなされている³⁾。

本稿では、特に少年鑑別所の専門的機能の更なる発揮が求められている事項について、②の「少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」と関連させ、言及することとする。

2 有識者会議提言に基づく少年鑑別所の取組

(1) 専門的な査定機能等の積極的・継続的な活用

少年鑑別所は、全国に 52 か所に設置されており、主として家庭裁判所の審判前の少年を収容し、鑑別を行う施設である。加えて、保護処分の執行に

資するべく、少年院や保護観察所からの依頼に基づき、鑑別を行うとともに、広く地域一般の方からの相談に応じている施設である。

少年鑑別所に收容される少年たちは、年齢、性別、非行の程度、その抱える事情等様々である。これら少年たち個々の特性を踏まえ、非行発生の機序や再非行防止のための処遇指針を提示する少年鑑別所は、非行問題に取り組む諸機関の中では、收容機能とともに査定に関する専門的機能を有する施設であると言えよう。

ところで、有識者会議提言では、「少年矯正の拠って立つ理念とは、少年の最善の利益のために、個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるよう成長発達を支援することである」とされ、「少年鑑別所は処遇機関とは異なる独自の観点から、当該少年に対する処遇経過をも踏まえ、処遇方針等に係る提言を行う機能を担っている。少年の多様な特性やその変化も含めた教育上の必要性を的確に把握し、その有効な処遇を実現する上で、少年鑑別所の専門的な査定機能等をより積極的・継続的に活用することが必要である。」と指摘し、以下の事項について、一層の工夫と努力を求めている。

- ① 再鑑別の多様化・活発化⁴
- ② 少年院在院者の保護関係調整指導等のための少年鑑別所への收容
- ③ 処遇プログラム等の企画・検証への参画等
- ④ 児童自立支援施設在在者、保護観察対象者等を対象とした鑑別の実施

これら提言について、例えば、①については、薬物非行、性非行、重大事案等を惹起し、少年院送致後も重点的継続的な関わりが必要な少年に対して実施する再鑑別のほか、帰住に困難を伴う少年の生活環境の調整に資する再鑑別を行っている。また、少年院仮退院前に再鑑別を実施し、少年院の矯正教育により改善が見られた事項、今後保護観察の中で取り組むべき課題や留意事項等を明らかにして、保護観察所に伝達する取組が一部で開始されている。さらに、新法案では、少年院在院者を鑑別実施のために少年鑑別所に收容することが可能となる規定が整備されるなど、再鑑別の多様化・活発化に向けた取組が進められている。

②については、少年鑑別所は、少年の帰住地に近く、その社会復帰後の有用な社会資源とのアクセスに恵まれている地理的利便性を生かし、就労支援も含めた保護調整、保護司との面談等を少年鑑別所の収容機能を活用して実施が可能となるよう、法案に所要の規定が整備された。③については、少年院で実施する矯正教育プログラム（薬物非行・性非行）の対象者選定に係るアセスメントとそのプログラムの効果検証業務への支援が、④については、児童自立支援施設への支援実施や要保護児童地域対策協議会への参画といった児童福祉施設等との連携強化に加え、保護観察所との連携強化（鑑別結果等の処遇に有用な情報の審判決定直後の伝達、沼田町就業支援センターにおける旭川少年鑑別所と旭川保護観察所の協働モデル、甲府地域における施設長クラスの人事交流を含めた行動連携モデルの構築等）が進められている⁵。

これらの施策に共通する目的は、保護処分として児童自立支援施設、児童養護施設、少年院に送致された少年、保護観察に付された少年について、鑑別を実施した少年鑑別所がそのフォローアップに継続的に取り組み、少年の再非行防止と円滑な社会復帰に向けて、査定機能等を活用しながら、処遇実施機関を支援することに主眼がある。

また、後述するように地域社会の犯罪・非行の防止に向けた援助機能が少年鑑別所法案に規定されたことにより、その先駆的取組として、相談支援業務を行う NPO 法人と連携して、個別心理検査実施による支援を行うなど、少年鑑別所が有する査定機能等を関係機関や地域社会に、より開かれた形で活用されるような取組が徐々に展開されている⁶。

いわば、少年の保護法制手続きの入口から出口まで通貫した関与・支援を実施するとともに、非行・犯罪の防止に寄与するため、より多くの関係機関と連携・協働するなど、地域に開かれた施設となるための取組が一步ずつではあるが、着実に展開していると言える。

（2）鑑別・観護の内容・精度の向上

また、有識者会議提言は「少年鑑別所は、家庭裁判所に鑑別結果を通知するとともに、少年院に対しては、処遇指針を提示するなど、矯正教育の内容を向上させるために不可欠な情報の集約と分析、更にはその伝達を行う役割

を担っているほか、自らも少年の希望に応じ、健全育成を考慮した各種処遇を実施している。今後それらの機能をより十全に発揮するため、次の事項について、更に充実・強化を図る必要がある。」と指摘している。

- ① 鑑別のための各種ツールの整備
- ② 行動観察，育成的処遇等を十分に行い得る体制の整備
- ③ 鑑別のための情報収集体制の確立
- ④ 鑑別の結果の少年院への一層分かりやすい伝達

特に、①については「少年院の再非行防止機能の強化は社会・国民から一層強く求められるところであり、今後一層、再犯リスクに着目し、それに対応した処遇の充実が必要である。少年鑑別所で開発作業が進んでいるリスクアセスメントツールが活用可能となった時点で、処遇計画の立案、効果の検証等に積極的に活用するべきである。」と提言されており、後述するように、平成 20 年度以降開発を進めてきた新たな調査方式「法務省式ケースアセスメントツール (MJCA)」を平成 25 年 8 月から本格運用を開始したことに加え、本ツールを処遇効果の検証のために活用するための所要の準備作業に取り組んでいる。また、より実効性のある処遇計画立案に資するため、少年の長所や強み等を把握するための調査票開発作業を平成 24 年度以降新たに進めている。

②については、学習用教材の整備、少年鑑別所・少年院を共通して実施する学力査定体制の整備に向けて取り組んでいるほか、③については、少年鑑別所法案に、「公務所等への照会」として所要の規定が盛り込まれる形で対応がなされた。④については、平成 25 年度に初めて合同で開催された全国少年院長・少年鑑別所長会同の成果として、鑑別の結果が処遇指針としてより分かりやすく少年院に伝達されるよう、処遇指針票の様式改正作業が進められている。

3 有識者会議提言の確実な実施

以上、有識者会議提言に基づき、少年鑑別所がその理念と具体的な提言内容の実行に向けて、取り組んできた諸施策の概要を説明した。

提言が法務大臣に提出され、3 年余りが経過し、今後は、少年鑑別所法案・

少年院法案の成立と施行に向けて、提言の理念をより具現化すべく、更なる努力と工夫が我々矯正職員には求められている。

3 「再犯防止に向けた総合対策」

1 再犯防止に向けた総合対策

平成 24 年 7 月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」（以下、「総合対策」という。）が策定された⁷。

策定に至るまでの経緯としては、平成 22 年 12 月、政府は犯罪者を生まない社会の構築に向け、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置して省庁横断的な検討を進め、さらに平成 23 年 7 月、短期間に集中して取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、関係省庁がこれに沿って連携して再犯防止に取り組んできた。

しかし、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが求められることから、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として発展的に再構築を図ったものが「再犯防止に向けた総合対策」である。

総合対策の策定に当たり、特に重要とされた考え方は以下のとおりである。

- ① 個々の対象者の特性に応じた取組の実施
- ② 再犯要因分析に基づく施策の重点実施
- ③ 可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくり

総合対策では、これらの考え方について、以下のように解説されている。

まず、①については「犯罪や非行には様々な要因が関わっているところ、再犯防止のためには、その中から適切なものを選び効果的に働き掛けることが求められる。このため、現に有効性が認められている施策を着実に進めつつ、刑務所出所者等が再犯に至る要因を多面的に捉え、個々の特性に応じた効果的な取組を充実し刑務所及び少年院に収容中から出所及び出院後まで一貫性を持って継続的に進めることが必要であり、②については「再犯防止

対策のために投入する人的・物的資源を最大限に活用するためには、有効な施策を選択し、そこに資源を集中する必要がある。このため、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証を行い、それに基づいて効果的に人的・物的資源を投入することにより、再犯防止対策の実行を加速化すべきものは加速化し、その実現を前倒していくことが必要であり、さらに、③については「刑務所出所者等が、社会の中で孤立することなく安定した生活に定着していくためには、本人の自覚や努力はもとより、対象者を受け入れる社会の理解や協力が必要不可欠である。また、国民の安全・安心に対する期待に応えるという点において、再犯防止対策の効果等を適時適切に示すことには大きな意義がある。このため、上記の取組や施策の目指す成果について、目標とする到達点や数値によって効果を表すことのできるものについては、具体的な数値目標等を設定し、その達成時期や達成までの工程を示した上で、定期的にその達成状況を公表していく必要がある。」とされている。

これらは、再犯防止のための各種施策を推進する場合、個々の対象者の処遇レベルにおいて、また、その改善更生と円滑な社会復帰を図る場合において、立脚点となる重要な考え方である。

以下、総合対策として、特に、少年鑑別所として取り組む施策について言及する。なお、有識者会議提言に基づき、取り組んできた施策の一部は、再犯・再非行防止の観点からも同様に重要な施策であることから、総合対策の一貫として位置付けられていることを付言する。

2 総合対策としての少年鑑別所の取組

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

総合対策によれば、「20歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約4割が、少年期に何らかの保護処分を受けていることから、少年期の非行傾向や要因が十分改善されずにその後の刑事処分に至っていることが推測される。さらに、平成23年版犯罪白書によると、18歳から19歳で少年院を出院した者を対象とした特別調査の結果、少年院出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、また、約8割が20歳代の第1

四半期（20歳から22歳6か月までの期間）までに初回犯行に及んでいる。これらの事実は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。」（下線は筆者）と指摘している⁸。

この指摘を踏まえ、20歳未満の少年を鑑別や観護処遇の対象としている少年鑑別所として、平成25年度の総合対策工程表には以下の施策を盛り込み、推進をしてきた⁹。

- ① 法務省式ケースアセスメントツールの運用開始
- ② 少年の一連の処遇過程を縦貫して鑑別機能を発揮する体制の検討
- ③ 重点対象者の再鑑別の拡充
- ④ 依頼鑑別の実施状況の分析・改善¹⁰
- ⑤ 学力査定体制の整備
- ⑥ 学習用教材の充実

ここでは、特に、再犯・再非行抑止に大きく寄与することが期待されている①の法務省式ケースアセスメントツールについて、その概要を説明したい。

（2）少年の再非行防止のための新たな調査手法の開発と運用開始

これまで我が国の少年保護手続においては、少年の再非行の可能性や教育上の必要性を実証データに基づいて数量的・定量的に明らかにする、統一的な調査手法（アセスメントツール）は設けられていなかった。

そこで、法務省矯正局は、欧米等の取組を参考にしつつ、平成20年度からアセスメントツールの開発作業に着手し、心理学や犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、外部専門家・有識者の助言等を受けながら作業を進め、非行の査定としては我が国初めての法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）を完成させ、平成25年度から全国の少年鑑別所において運用が開始された¹¹。

本ツールは、再非行等に密接に関連する52の調査項目を少年鑑別所の心理技官が面接や鑑別資料に基づいて評定することにより、少年の再非行の可能性と教育上の必要性を定量的に把握することが可能となるものである¹²。

評定結果は、再非行防止に向けた今後の教育の必要性として、4つの領域（保護者との関係性の改善，社会適応力の向上，自己統制力の向上，逸脱親和性の低減）により数値化・グラフ化されるほか，再非行の可能性については，10.1%から78.0%までの4区分により示される¹³。

なお，開発に当たっては，全国の少年鑑別所に入所した約6,000人の少年を2年間近くにわたり追跡調査した実証データに基づいた分析，検討を行っており，アセスメントツールとしての信頼性・妥当性が統計学的に十分確認されている。我が国の鑑別実務を通じての知見に基づき，開発作業を進めた点に特長があり，予測妥当性の面でも海外で開発されたツールと遜色のない調査手法が完成したと言える。

この新たな調査手法を活用することにより，家庭裁判所の調査・審判に資する鑑別の実施に役立つほか，少年鑑別所が少年院，保護観察所等に対して，再非行防止のため，保護者との関係性の調整や社会適応力の向上などの教育上の必要性を分かりやすく伝達することが可能となる。また，少年鑑別所の鑑別（アセスメント）と少年院・保護観察所の教育・処遇とが本ツールの結果を踏まえながら，共通の理解のもとに一層効果的に展開されるだけでなく，少年院等における処遇効果の検証，継続的なデータ蓄積とその分析を通じての再非行防止に向けた施策の企画・立案への支援が期待されている。

（3）地域の青少年等からの相談に応じる仕組みづくり

少年鑑別所法案においては，少年鑑別所は地域の方や非行・犯罪に関係する諸機関・団体の求めに応じ，必要な助言や援助を行うことで，地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与することが規定された。現行少年院法下では，本来業務に支障がない範囲で，相談活動等を実施することとされていたところ，法案成立施行後はより積極的に地域社会に貢献し，地域社会と一体となって犯罪・非行の防止に取り組むこととなる。

この取組は，総合対策においては，「刑務所からの満期釈放者・保護観察終了者等への支援の充実・強化」の項目として整理されているが，少年鑑別所として従来から取り組んでいる一般相談（一般少年鑑別）を，総合対策の中に明確に位置付けられたものである。

総合対策の工程表では、全国の少年鑑別所に対して行った調査結果を踏まえて、地域における一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応を積極的に運用するための仕組み作りを推進するとともに、NPOを含む地域の相談ネットワークの構築の在り方等を更に検討し、多機関連携の充実を図ることとしているところである。なお、今後の展望については、後述する。

3 総合対策に示される各施策の着実な推進

総合対策においては、施策の成果目標が具体的に設定されているだけでなく、毎年度、施策の実施状況を点検した上、次年度以降の工程表を見直し、新たに取り組む事項を策定する、いわゆるPDCAサイクルの考え方が採用されている。

つまり、施策の評価及び管理として「再犯防止対策ワーキングチームにおいて、本対策に基づく施策を実現するための具体的取組についての工程表及びこれらの成果目標を策定し、各施策の実施状況及び目標等の達成状況を毎年把握するとともに、民間有識者等の意見をも反映させつつ、その改善等の検討を行うことにより、総合的な再犯防止対策の推進を図る」とされ、さらに、対策の見直しとして、「社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行う」こととされている。

また、数値目標として「出所・出院年を含む2年間において刑務所・少年院に再入所・再入院する者の割合について、刑務所については20%、少年院については11%を基準として、これを平成33年までに20%以上減少させる」と明示されている。

この目標達成に向け、少年鑑別所としてその持てる機能を発揮し、継続的で実効性のある取組を積極的に推し進めていく必要がある。

4 今後の展望

以上、有識者提言と総合対策に基づき、現下の少年鑑別所が取り組んでいる各施策と取組状況を概観した。これら取組を踏まえ、今後、少年鑑別所が

果たすべき機能，役割について，考察を加えたい。

1 コアコンピテンスとしての査定機能の充実強化

(1) 少年鑑別所が有する査定機能

少年鑑別所のコアコンピテンスは，これまで長年にわたりその中核的業務として取り組んできている鑑別業務（査定機能）であることは間違いなく，その蓄積が法務省式ケースアセスメントツールとして結実したものと考えている。

鑑別業務は，医学，心理学，社会学，教育学等を基盤として，非行発生に至る少年の資質及び環境面での複雑に絡み合った諸事情を明らかにし，その処遇選択の在り方と処遇指針を提示する役割を担っており，各種処遇を実施する際，個々の対象者のニーズに応じて，きめ細かく手当てをする，いわば，テイラーメイド型の支援の実現には，欠かすことができない手続きである。

したがって，少年院や保護観察所等の少年保護の関係機関において，実際に第一線で処遇に取り組む職員に向けて，その対象者の再犯・再非行抑止に実効性ある処遇指針を提示し得るよう，鑑別の精度をいかに担保するかが重要な課題であり，そのためには，少年鑑別所職員のたゆまぬ研さんが必要であるとともに，次に述べるような人材の確保と養成が極めて重要な事項となる。

(2) 高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保と養成

有識者会議で提言されているように，先に述べたコアコンピテンスである査定機能の充実強化のためには，高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保と養成が不可欠である。

法務技官・法務教官を対象に，計画的に実施してきた集合研修としての専門研修はもとより，一対一の指導体制等も含めた職場内研修の充実強化が肝要となるほか，青少年をめぐる関係機関・地域社会のネットワークと積極的な交流を持つとともに，業務の基盤となる人間科学の最新の状況等を積極的に学ぶこと，さらには，人間科学的知見等に基づく実践を業務とする専門職として，外部研究機関と共同で行うものを含め，各種研究活動を活発に行い，

高度な知見や研究ノウハウの摂取に努めることも、今後とも少年鑑別所の職員が継続的・積極的に取り組むべき重要な事項の一つと考える。

(3) 再犯再非行抑止に向けたデータ収集・分析と施策の実行

総合対策では「これまで、各機関等において、再犯の実態や対策の効果等について調査・分析されてきた成果を生かしつつ、再犯の実態や対策の効果等を、適切な指標を選定したデータ等により常に把握し、それに基づき効果的な施策を選択し、必要な資源を集中させ、総合的かつ一貫した観点から施策を実施する。」とされている。

データ収集とその分析は、組織横断的に、継続的・総合的に、かつ一貫した観点から広範に推進する必要がある、さらに分析結果に基づき、実効性ある施策を打ち出すことが肝要である。矯正局、矯正管区、矯正施設が一丸となって目標を共有し、施策を推進することが今後とも求められている。

2 地域社会における犯罪・非行防止に向けた支援等

新法案に規定されている、犯罪・非行防止に向けた地域支援を確実に実現するためには、少年鑑別所は、刑事施設や少年保護関係機関は当然のこと、地域の関係する諸機関（病院、福祉機関、ハローワーク、地域生活定着支援センター、地方自治体、教育委員会、学校、児童福祉施設、警察、NPO法人等）との関係構築と連携強化を進めながら、従前から取り組んでいる一般の方等から依頼に応じた相談等の実施はもとより、少年院出院者の社会復帰等に向けた援助・支援に積極的に取り組むことが必要である。

また、地域社会における非行及び犯罪の防止の寄与として、新法案で規定する対象者は、少年に限定していない。例えば、現在、検察庁が積極的に取り組んでいる、被疑者・被告人の中で必要な対象者を福祉機関につなぐ、いわゆる「入り口支援」に対しても、少年鑑別所が個別知能検査の実施等必要な支援を行うことを通じて、貢献が可能と考える¹⁴。

さらに、これまで少年鑑別所はとかく敷居が高いと思われ、敬遠されがちな施設であったことは否めず、これまでも募集参観等を通じて、広報に努めて来ているものの、今後は、通称の使用等も含めて、その業務について広く

国民の理解を得る努力を重ねることが重要と考える¹⁵。

5 おわりに

以上、現下の少年鑑別所が取り組んでいる諸施策とその取組について紹介をした。

再犯・再非行の抑止に向け、また、犯罪や非行のない明るい社会、世界一安全な国日本の実現に向け、少年鑑別所はその機能やコアコンピテンスを十分に生かしつつ、地域社会における関係機関とも協働しながら、鑑別段階を起点として保護処分決定後も対象者一人ひとりの改善更生に向けた支援に継続的、組織横断的にかかわること、そして地域社会の犯罪非行の防止に貢献できるよう、求めに応じて積極的な支援・援助に取り組むことが肝要である。

そのための新たな挑戦や工夫、たゆまぬ努力を重ねることが我々には求められているものと考える。

- 1 「少年矯正を考える有識者会議」の設置経緯と議事録、提言等は、法務省ホームページに掲載されている。(http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html)
- 2 第186回国会(常会)に提出された少年院法案、少年鑑別所法案等は、法務省ホームページに掲載されている。
(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00010.html)
- 3 木村敦「少年矯正を考える有識者会議提言の実現に向けて一少年院に関する施策の実施状況一」『刑政』第123巻第4号(2012)及び小林万洋「少年矯正を考える有識者会議提言の実現に向けて一少年鑑別所に関する施策の実施状況一」『刑政』第123巻第5号(2012)
- 4 再鑑別とは、少年院長からの依頼に基づき、少年院在院者に対して実施する鑑別をいう。
- 5 少年矯正と更生保護との連携状況については、幸島聡「少年矯正と更生保護との行動連携について」『刑政』第123巻第5号(2012)に紹介されている。
- 6 少年鑑別所とNPO法人が連携した取組について、城克文「パーソナル・サポート・サービス—モデルプロジェクトの展開—経緯と今後の方向性」『刑政』第124巻第2号(2013)、鈴木晶子「横浜パーソナル・サポート・サービス「生活・しごとのおわかもの相談室」の取組」『刑政』第124巻第2号(2013)が紹介をしている。

また、再鑑別・依頼鑑別など縦貫的・組織横断的な査定業務と、地域社会の非行・犯罪防止に寄与する援助業務に係る企画・調整を所管する「地域非行防止調整官」

が平成 26 年度から東京少年鑑別所、大阪少年鑑別所に設置された。

- 7 「再犯防止に向けた総合対策」については、法務省ホームページに掲載されている。
(http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html)
また、その内容は柿崎伸二「再犯防止に向けた総合対策」について『刑政』第 123 卷第 11 号 (2012) において、解説されている。
- 8 少年鑑別所の実務経験を踏まえると、犯罪・非行の発生には、乳幼児期・児童期の養育・生育環境が影響を及ぼし、その防止には発達早期の段階からの適切な環境の整備と必要な支援、特に虐待防止に係る積極的な取組が求められていると考える。
- 9 総合対策の工程表には盛り込まれていないが、再犯防止のための重点施策の一つである「社会における「居場所」と「出番」を作る」ための一方策として、一部の少年鑑別所において保護観察対象少年を非常勤職員として雇用する取組が平成 25 年度に開始された。
- 10 依頼鑑別とは、少年鑑別所が保護観察所長からの依頼を受け、保護観察対象者に実施する鑑別である。
- 11 法務省式ケースアセスメントツールの開発作業やその実践的な取組等については、西岡潔子「法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の開発について」『刑政』第 124 卷第 10 号 (2013)、二ノ宮勇氣「再非行防止のための少年鑑別所の実践—実務における法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の活用について—」『犯罪と非行』第 177 号 (2014) に解説及び紹介がされている。
- 12 再非行については、少年鑑別所への再入所と定義した。なお、法務省式ケースアセスメントツールの概要については、法務省ホームページに報道発表資料として掲載されている。(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00018.html)
- 13 数値化・グラフ化して明示されることにより、その数字が一人歩きしないような、また、少年が危険な存在としてみなされて、排除されることがないような十分な配慮も運用上必要とされる。
- 14 多機関連携による取組については、以下の文献、論文において、特に政令指定都市における取組を丁寧調査された、フィールドワークに基づく提言等がなされており、大変示唆に富む。

石川正興編著『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題—北九州市・札幌市・横浜市の三政令市における機関連携をもとに』成文堂 (2013)、「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱 (1) ～ (5)」として、石川正興「連載に当たって」『刑政』第 124 卷第 7 号 (2013)、石堂常世「学校・教育委員会を基点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」『刑政』第 124 卷第 7 号 (2013)、小西暁和「児童相談所を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」『刑政』第 124 卷第 8 号 (2013)、田村正博「警察 (少年サポートセンター) を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」『刑政』第 124 卷第 9 号 (2013)、棚村政行「家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの分析・提言」『刑政』第 124 卷第 10 号 (2013)、石川正興「子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題—総括・提言」『刑政』第 124 卷第 11 号 (2013)

- 15 地域社会に開かれた矯正施設の在り方については、名執雅子「社会に開かれた少年院・少年鑑別所となるために－現状と課題－」『刑政』第124巻第4号(2013)、紀恵理子「地域社会に根ざした少年鑑別所を目指して」『刑政』第124巻第4号(2013)に論考と現状の取組等の紹介がされている。